

平成30年度 東部地区 各種講習会計画 9月分（広島会場及び志和教習所でも開催されています。）

詳細は当協会ホームページ <http://www.hirokenk.or.jp/> をご覧ください。（公社）広島県労働基準協会尾道支部 / 電話 0848-22-3432 三原支部 / 0848-64-7600

種 類	開催予定	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
ﾌﾟﾚｽ機械作業主任者 (3日=16時間教育)	27~29	福山教習所 (27~29)	なし	14,040	1,512	安衛法施工令第6条7号抜粋に掲げる動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業
足場の組立等作業主任者 学科 (2日=13時間)	6・7	福山教習所 (6・7)	なし	10,800	1,650	安衛法施工令第14条つり足場（ゴンドラのつり足場を除く）張り出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立、解体又は変更の作業
特定化学物質及び四アルキ ル鉛等作業主任者 (2日=13時間教育)	18・19	福山教習所 (18・19)	なし	10,800	1,944	特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業及び四アルキル鉛等業務に係る作業 (安衛令第6条18,20号別表第3,5)
酸欠・硫化水素危険作業主 任者 (3日=17.5時間教育)	4~6	福山教習所 (4~6)	なし	14,040	2,160	安衛法施工令第6条21号抜粋に掲げる酸素欠乏危険箇所における作業場（酸素欠乏・硫化水素危険作業の区分は酸素欠乏症等防止規則第2条第8号を参照）
有機溶剤作業主任者 (2日=13時間教育)	10・11	福山教習所 (10・11)	なし	10,800	1,944	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは杭の内部その他の労働省令で定める場所において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、労働省令で定めるものに係る作業 (安衛令第6条22号、別表第6の2)
石綿作業主任者 (2日=10時間教育)	20・21	福山教習所 (20・21)	なし	10,800	1,944	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他のものを取り扱う作業（試験研究のため取り扱う作業を除く）または石綿等を試験研究のため製造する作業（安衛令第6条23号抜粋）
床上操作式クレーン運転 (A B区分学科2日間、 実技1日間)	3~7	福山教習所 (3・4)	福山教習所 (5・6・7)	A 24,840 B 22,680	1,645	つり上げ荷重が5t以上の床上操作式クレーン運転の業務（安衛令第20条6号）
ガス溶接 (学科1日間、実技1日間)	19・20	福山教習所 (19)	福山教習所 (20)	9,720	864	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 (安衛令第20条10号、安衛則第79条、別表第6)
玉掛け (A B C区分学科2日間、 実技1日間)	12~20	福山教習所 (12・13)	福山教習所 (14・18・19・20)	A 20,520 B 19,440 C 18,360	1,645	制限荷重が1t以上の揚荷装置、又はつり上り荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務（安衛令第20条16号）

備考：申込は尾道支部 / 電話 0848-22-3432 / F A X 0848-22-3444 / メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

三原支部 / 電話 0848-64-7600 / F A X 0848-64-7601 / メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格
フォークリフト運転 (B・C区分学科1日間、 実技3日間)	3~12	福山教習所 (3)	福山教習所 (4~6) (10~12) C区分(7)	A 32,400 B 27,000 C 16,200	1,620	最大荷重が1t以上のフォークリフト運転業務 (安衛令第20条11号)
	14~27	福山教習所 (14)	福山教習所 (18~20) (25~27)			
	25~28	竹原市 三井健保会館 (25)	竹原市 三井健保会館 (26~28)			
小型移動式クレーン運転 (ABC区分学科2日間、 実技1日間)	27~29	福山教習所 (27-28)	福山教習所 (29)	A 24,840 B 22,680 C 23,760	1,645	つり上荷重が1t以上5トン未満の移動式クレーンの運 転の業務(安衛令第20条10号)
高所作業車運転 (BC区分学科1日間、 実技1日間)	13・14	福山教習所 (13)	福山教習所 (14)	B 24,840 C 22,680	1,850	作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転(道 路上を走行させる運転を除く)の業務 (安衛令第20条15号)
アーク溶接等業務(3日= 17.5時間教育) 学科・実技	25~27	福山教習所 (25-26)	福山教習所 (27)	会員 18,360 一般 21,600	1,080	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断の業務 (安衛則第36条第3号抜粋)
足場の組立等特別教育 (1日=6時間教育)	21	福山教習所(21)	なし	会員 6,480 一般 9,720	800	足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は強固な床における補助作業の業務を除く)
安全衛生推進者養成講習 (2日=10時間教育)	11・12	尾道長者原 ｽﾍﾟｰﾝｾﾝﾀｰ (11・12)	なし	10,800	1,404	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場 に選任必要(安衛法第12条の2 安衛則第12条の2)
衛生推進者養成講習 (1日=5時間教育)	10	福山教習所 (10)	なし	6,480	1,080	常時10人以上50人未満の労働者を使用する対象事業場 に選任必要(安衛法第12条の2 安衛則第12条の2) 上記以外の業種、金融・保険業、農業、漁業、各種商品 卸売業及び各種商品小売業以外の卸売業と小売業、不動 産業、物品賃貸業、理容、美容・浴場業、葬儀・火葬業、 映画業、劇場・興行業、競輪・競馬、公園・遊園地・遊 技場、駐車場、情報サービス・広告業、病院・診療所等 医療業などの事業場
安全管理者選任時研修 (2日=9時間教育)	11・12	福山教習所 (11・12)	なし	12,960	1,512	安全管理者の資格研修 平成18年10月以降適用、なお、 適用の時点において、安全管理者としての経験が2年未 満である者も、本研修を修了している必要があります。

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします(各支部分含む)

三原支部／電話 0848-64-7600／FAX 0848-64-7601／メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。

種 類	開催予定日	予定会場 (学科) (日付)	予定会場 (実技) (日付)	受講料込 (円)	テキスト代/込 (円)	受講対象の作業・作業場又は受講資格		
職長等教育 (2日＝職長等12時間)	19・20	三原市市民福祉会館 (19・20)	なし	会員 14,040 一般 17,280	864 (職長)	新たにつくことになった職長、班長、組長、その他の作業中の労働者を直接指揮または監督する者(安衛法第60条、施行令第19条、安衛則第40条) (安全・衛生責任者 法第60条3号)		
	25・26	福山教習所 (25・26)						
職長・安全衛生責任者教育 (2日＝職長 安全衛生責任者14時間)	19・20	三原市市民福祉会館 (19・20)			なし		864 (職長) 648 (安責)	上記と建設工事現場において請負契約関係にある事業者が同一の場所で関連して一つの仕事を行う場合は、関係請負人により安全衛生責任者を選任すること
	25・26	福山教習所 (25・26)						
労働基準講座 (就業規則編・労働時間編) (1日＝7時間教育)	14	福山教習所 (14)	なし	会員 5,400 一般 7,540	1,944	労働基準法など労務管理に関する法令をQ&Aを交えながら説明します。各種資格を取得するために「労基法を勉強してみたい」方にお勧めです。		

備考：申込は尾道支部／電話 0848-22-3432／FAX 0848-22-3444／メール onokyo100@hirokenk.or.jp で受付いたします（各支部分含む）

三原支部／電話 0848-64-7600／FAX 0848-64-7601／メール mihara@hirokenk.or.jp で受付いたします。